

第20回新型コロナウイルス対策本部会議

令和4年1月20日

【決定確認事項】

- ・令和4年1月21日から、埼玉県においても「まん延防止重点措置（新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第1項）」が実施されることから、各所属所においても、より一層の感染防止対策に努めること。
- ・町内各施設で行う町主催の各種会議、事業においては、感染防止対策の徹底を十分図ること。